

# 幼保連携型認定こども園に関する都基準と国基準、幼稚園・保育所基準との比較

## 国基準と異なる都の規定項目

項目	都基準		国基準 (府省令 3)	都における幼稚園・保育所の基準	
	条例 ( 1 )	規則 ( 2 )		幼稚園	保育所
[ 0歳～2歳 ] 保育室等 の面積 (新設基準)	園舎には乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室等を備えなければならない	乳児室又はほふく室 1人3.3㎡以上	乳児室 1人1.65㎡以上 ほふく室 1人3.3㎡以上		乳児室又はほふく室 1人3.3㎡以上
[ 3歳～5歳 ] 保育室等 の面積 (移行特例)	園舎には乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室等を備えなければならない	幼稚園から移行する場合は、教育時間以外について、保育室又は遊戯室の面積基準(1人1.98㎡以上)を満たす必要がある	国の幼稚園の基準では保育室の面積基準がないため、幼稚園から移行する場合は、保育室又は遊戯室の面積基準(1人1.98㎡以上)は問わない	私立幼稚園は次の面積を標準とする 保育室 53㎡ 遊戯室 100㎡	保育室又は遊戯室 1人1.98㎡以上
教育・保育に従事する 職員の資格 (新設基準)	規定なし (認定こども園法施行後5年間の特例は、当該法で規定)	認定こども園法施行後5年間においても、学級担任は幼稚園教諭、教育時間以外は一定割合以上の保育士配置が必要等、業務内容により一定の資格を求める	【認定こども園法( 4 )に規定】 保育教諭は法施行後5年間は幼稚園教諭、保育士のいずれかの資格を有していればよい(原則は、両方が必要)	幼稚園教諭	保育士
調理室 (新設基準)	園舎には、調理室を備えなければならない (調理設備を可とする内容は記載せず)		自園調理の場合、原則、調理室設置 ただし、食事を提供すべき子供が20人未満である場合は、「調理設備」で可	給食施設を備えるように努める	自園調理の場合、調理室設置
教育時間・ 保育時間等 (新設基準)	教育週数39週を下回ってはならない 標準的な教育時間は4時間 保育時間は原則8時間	開園日数は原則日曜、祝休日以外 開園時間は原則11時間 ただし、保護者の就労等地域の実情に心じて定めること	教育週数39週を下回ってはならない 標準的な教育時間は4時間 保育時間は原則8時間	教育週数39週を下回ってはならない 標準的な教育時間は4時間	保育時間は原則8時間 開所時間は原則11時間
非常災害対策 (新設基準)	消火用具など非常災害に必要な設備を備えること 非常災害に対する具体的計画を策定し、訓練実施に努める	避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回とする	規定なし	災害などの緊急時に適切な行動がとれるよう訓練などの実施 公立幼稚園は原則年間11回以上の訓練を実施	消火用具など非常災害に必要な設備を備えること 非常災害に対する具体的計画を策定し、訓練実施に努める 訓練は毎月1回実施

- 1 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例案
- 2 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則案
- 3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- 4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 5 現行の幼保連携型認定こども園は、幼稚園・保育所それぞれの施設としての認可の上で認定されている